

各務原市総合計画 後期基本計画（案）への 意見と市の考え

基本構想で掲げた将来都市像「笑顔があふれる元気なまち ～幸せ実感 かかみがはら～」を実現するための施策を体系的に定めた「後期基本計画（案）」を公表し、下記のとおりパブリックコメントを実施しました。

その結果、1名の方からご意見をいただきました。いただいたご意見と市の考え方は次のとおりです。

◆実施期間

令和元年7月1日（月）から 令和元年7月22日（月）まで

◆意見の提出状況

提出者数 1名 2件

ご意見 1

対象箇所	P53 基本目標5 支えあいと笑顔あふれる思いやりのまち (2) 社会保障
ご意見	
社会保障の目指す姿について、同意をするとともに、施策の方向性や事業の達成指標について意見申し上げます。	
生活保護者の自立について、以前は「公私の扶助を受けず自分の力で社会生活に適応した生活を営むことのできるように助け育てて行くことである。」とされていました（例：経済的自立を果たすことで生活保護からの脱却）。	
しかし、今の自立の概念は「制度や他者からの援助を受けながらも、利用者自らが主役となって生きること」に変化している（注1）とともに、経済的自立だけでなく、日	

常生活自立・社会生活自立を目指す形でのプログラムも策定が行われています。

そのため、達成指標としては「就労支援事業に参加した生活保護受給者の就職率」のみを達成指標とするのではなく、日常生活自立・社会生活自立プログラムの実施に関する達成指標も策定する必要があると考えます。

また、就職率ではなくプログラムの実施件数も指標として重視すべきでないかと考えます。そうしなければ、すぐに成果に結びつく（＝就職できる人）に対する支援だけ行われ、意欲喚起等中長期的な関わりが必要な支援が後回しにされてしまいます。

注1) 参考資料

生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書（第1-3部分）

<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/12/s1215-8a.html>

各務原市の考え

国では、「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告」を受け「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」(平成17年3月31日社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知)の中で、「経済的な給付に加え、組織的に被保護世帯の自立を支援する制度に転換するため、その具体的手段として、「自立支援プログラム」の導入を推進していく」としております。

本市では生活困窮者自立支援制度や生活保護制度のもと、本人の意向を十分に考慮し、その方に寄り添いながら、自立に向けた対応、支援を様々な関係機関と連携を密にして取り組んでいます。生活困窮者支援事業の委託先である各務原市社会福祉協議会においても自立に向けた包括的・継続的な支援を行っています。これらの支援事業を実施していく中で、生活困窮者への支援を継続することが困難となった場合や、最低限度の生活が維持できないと判断された場合などは、生活保護制度へ移行し、様々な機関と連携しながら個々の事情や抱える問題に応じたケースワーク(日常生活において自立した生活を送るための支援や、社会的なつながりを回復・維持するなどの社会生活における自立の支援)を行っているところであり、すぐに成果に結び付くような支援だけを行うことはありません。

こういった生活保護受給者が日常生活や社会生活を自立して送るための中長期的な取組が、結果的には就職率という数字に表れると考え、前期基本計画策定時から「就労支援事業に参加した生活保護受給者の就職率」を設定しております。

後期基本計画においても引き続き指標の目標達成に向けた取り組みを実施してまいりたいと考えております。

ご意見 2

対象箇所	P 60 基本目標 5 支えあいと笑顔あふれる思いやりのまち (4) 障がい児者福祉
ご意見	
<p>障害のある人が地域社会の一員として参加するノーマライゼーションの視点で考えた時に、障害者が福祉施設で働くのではなく（健常者と一緒に）一般企業で働く、という意味は大変大きなものと考えます。</p> <p>その視点のもと、以下2点を意見させていただきます。</p> <p>(1) 62 頁 事業の達成指標としては、（福祉サービスである）就労継続支援A型事業の利用者数ではなく、福祉施設や特別支援学校高等部から一般就労への移行者数で計る必要があると考えます。</p> <p>(2) 障害者雇用の推進に関しては、60～64 頁（障がい児者福祉）・114～115 頁（雇用）どちらでも全く触れられていないのが現状です。</p> <p>障害者法定雇用率は平成 30 年 4 月に 2.2%となり、令和 3 年 4 月までにさらに 0.1%引き上げとされており、市内事業所における障害者雇用の促進するための福祉・労働が連携した施策を実施していくことも必要です。</p> <p>現状の市内事業所の法定雇用率達成割合を把握したうえで、それを向上させるための施策検討と数値目標の設定を望みます。</p>	
各務原市の考え	
<p>総合計画前期基本計画に設定した達成指標「就労継続支援A型事業の利用者数」は、障がい者の就労を支援する障がい福祉サービスの一つですが、一般企業への就職が不安、あるいは困難な障がいを持つ方が働く場を得ることができること、雇用契約に基づき賃金を得ることができること、市内に拠点を持つ事業所も複数あり、障がい者が福祉サービスを受けながらも就労へ繋がる指標であると考え、前期基本計画から引き続き後期基本計画案においても設定したところです。</p> <p>いただいたご意見の(1)については、平成 30 年 3 月に策定した「第5期障がい福祉計画」の中で「福祉施設から一般就労への移行者数」を目標値として設定し、達成に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>(2)については、「障がい児者福祉」の施策の方向性「障がい児者の社会参加促進」の中に「<u>企業等に対して障がい者雇用の理解と協力を求めるとともに、就労支援コーディネーターを配置して、一人ひとりの状況に応じた適切な就労支援を行います</u>」と明記しております。</p> <p>また、「第4次障がい者計画」において「就労の場の提供と、受入側への支援強化」を重点目標に掲げており、市障がい者地域支援協議会・就労支援部会の活用・充実など、雇用、福祉、教育分野等の連携による障がい者雇用の促進に向けた施策を推進していく考えです。</p>	